

# 子メーターをご使用の[入居者、テナント]の皆様へ

## 子メーターにも有効期限があるの？！

検定を受けていないメーターや、有効期限を経過したメーターは使用することができないんだよ（計量法第16条）。



## 有効期限が切れているメーターを使用するとどうなるの？

未検定あるいは有効期限切れの子メーターを使用すると、計量法によって罰則（計量法172条）を科せられることがあるんだよ。

検定を受けた子メーターには証印と有効期限が表示してあります。確認しましょう！！

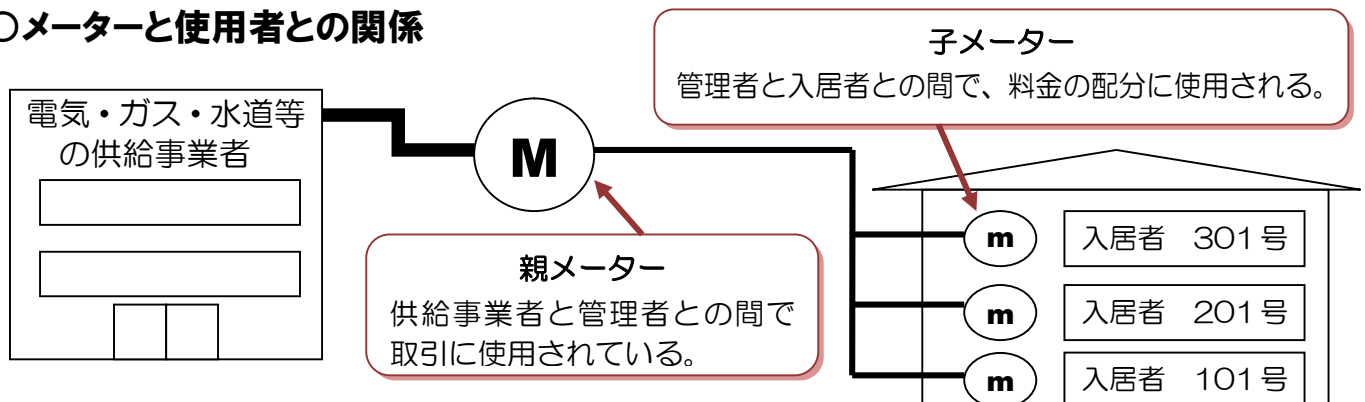
## ○子メーターの種類と期限は

計量器の種類	有効期限
電気メーター ※1	10年
水道メーター	8年
ガスメーター（都市ガス・プロパン）※2	10年

※1 定格電圧が300Vを超える電気メーターは5年、300V以下でも変流器と共に使用されるものや定格電流が20A又は60Aのものは7年です。

※2 使用最大流量が1時間あたり16立方メートルを超える大型ガスメーターは7年です。

## ○メーターと使用者との関係



## ○有効期間が切れている場合

- 有効期限が切れている場合、建物の所有者、管理者へ連絡して早急に交換するよう依頼してください。

## ○問い合わせ先

- 電気メーターの検定について：日本電気計器検定所（北海道支社 電話 011-668-2437）
- ガスおよび水道メーターの検定について：北海道計量検定所（電話 011-572-1771）
- 計量法について：札幌市計量検査所（電話 011-846-6681）